

兵庫県公報

令和4年3月7日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 令和3年10月31日執行神戸市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決	1
○ 令和3年10月31日執行神戸市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	4

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第7号

令和3年10月31日執行神戸市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙の選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。
令和4年3月7日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

裁 決 書

審査申立人
神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号
小 林 香 織

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和4年1月6日付けで提起した令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における選挙の効力に関する審査の申立てを棄却します。
審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 令和3年10月31日、本件選挙において、申立人は、69,648票を得ましたが、当選には至らず370,101票差で次点となりました。
- (3) 申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、令和3年11月15日付けで神戸市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- (4) 市選管は、同年12月15日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (5) 申立人は、これを不服として、令和4年1月6日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求め、本件審査を申し立てました。

2 審査の申立ての理由

- (1) 当選人久元喜造（以下「久元候補」といいます。）による市長の地位を利用した選挙運動の禁止等に違反する行為等及びその影響が、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第205条第1項に該当しないとする市選管の解釈に誤りがあります。
- (2) 選挙公報の未達の影響について、高度の蓋然性まで要求する市選管の解釈に誤りがあります。

裁 決 の 理 由

当委員会は、市選管から審査の申立てに対する弁明書、申立人から市選管の弁明に対する反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。

1 市選管の弁明の趣旨

(1) 「選挙の規定に違反することがあるとき」について申立人が引用する最高裁判所判決は、当委員会が引用する最高裁判所判決と同趣旨のものであって、当委員会の解釈に誤りはありません。

また、罰則規定違反の行為による違法については、刑事上の責任の原因となるだけであって、法第205条第1項に規定する選挙の規定違反として取り扱わないため、選挙無効の原因となるものではありません。

(2) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「単に選挙の結果に異動を及ぼす可能性が考えられるばかりでなく、経験則上その蓋然性があることを要するものと解すべきである。」(大阪高等裁判所昭和36年7月29日判決)とされ、ここでいう「異動を及ぼす可能性」とは、主観的な可能性ではなく、客観的な可能性でなければならず、経験則上その蓋然性があることを要するものとされていることから、当然に経験則に則って判断することができるものと解されています。

また、申立人との結論の相違は経験則の相違に基づくものであり、当委員会の経験則が社会通念上、妥当なものであると考えます。当選人と申立人の得票差370,101票を覆す可能性については、当委員会の経験則上、選挙の結果に異動を及ぼす蓋然性があるとは考えられません。

2 申立人の反論の趣旨

(1) 久元候補がその地位を利用して複数の選挙違反行為を犯し、本件のごとく広汎な選挙公報の未達、しかも、シュレッダーにかけて破棄することまで行うなど、公文書毀棄罪や選挙妨害罪にも抵触しかねない悪質なケースは、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されているため、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当します。

(2) 選挙公報の未達の影響は、神戸市内全域に及び有権者の投票内容にも影響を及ぼすものであり、異動の虞がないことを立証することは不可能です。

選挙公報が未達となれば、知名度・政策など有権者に知れている現職候補者が有利となり、選挙の公正・公平を欠きます。違法な行為を前提とした投票率や得票率を基準に得票し得た票数を考えることは公正・公平ではありません。

また、大量の選挙公報の未達の影響について、過去の経験を元にした「経験則」は存在しません。異動を及ぼす可能性については、申立人の得票総数の69,648票に本件選挙の棄権者総数576,834人を加算した数646,482票と、久元候補の得票数である439,749票を比較すべきであり、異動の虞がないとは言えません。

3 選挙無効の判断基準

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされ、「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する。」(最高裁判所昭和27年12月4日判決)とされています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)とされています。

4 このため、申立人が主張する申立理由が、選挙の効力を争う「選挙の規定に違反する」こととなり得べき事由に該当するか否か、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に該当するか否かについて判断します。

(1) 「選挙の規定に違反することがあるとき」についての判断

まず、主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定(法律、施行令及び命令の規定)に違反することがあるかについて判断します。

申立人は、①選挙公報の未達及び②久元候補による市長の地位を利用した選挙運動等について「選挙の規定に違反する」と主張します。

① 選挙公報の未達について

申立人は、須磨区内の約19,000世帯及び審査申立書資料7で証拠として提出した15世帯のほか、市内全域で選挙公報の未達があったと主張します。本件選挙の選挙公報の未達は、神戸市選挙公報配布条例(昭和38年神戸市条例第33号)第5条の規定により「選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するもの」とされることから、選挙公報の未達は申立人が主張する「選挙の規定に違反することがあるとき」と認められます。また、選挙公報の未達が、「選挙の規定に違反する」ことについては、市選管も認めています。

② 久元候補による市長の地位を利用した選挙運動等について

申立人は、久元候補の法第136条の2に規定する公務員等の地位利用による選挙運動の禁止の違反、法第129条に規定する選挙運動の期間の違反及び法第221条に規定する買収及び利害誘導罪（以下「違反行為等」といいます。）が「選挙の規定に違反する」と主張します。「選挙の規定に違反することがあるとき」については、上記3に示したとおり、主として、選挙管理の任にある機関による選挙の管理執行の手續に関する明文の規定違反であり、「選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為ごときは、選挙の規定違反にあたるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解される。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）ことから、申立人が主張する候補者の違反行為等は法における選挙人等の取締りに関する規定により判断されるものであると解され、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しないため、申立人の主張は採用できません。

なお、本件選挙における当選人の違反行為等が罰則に該当するか否かについては、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされていることから、当委員会において判断すべきものではありません。

次に、直接明文の規定はなくとも、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害しているかについて判断します。

申立人は、選挙公報の未達及び当選人の違反行為等の本件選挙への影響は多大であり、選挙の自由公正の原則を著しく阻害していると主張します。選挙無効の事由となる自由公正が著しく阻害される場合とは、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じた場合には、選挙の自由公正は失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされ、特段の事情を生じる場合とは、「例えば、官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称する。」（大阪高等裁判所昭和30年8月26日判決）とされています。

本件選挙においては、これらの特段の事情を認めるに足りる事実はなく、選挙人の投票行動は自己の自由な意思に基づき投票を選択できる状況にあったことから、選挙人の自由な判断を阻害し、選挙の自由公正の原則が著しく害されたような特段の事情が生じたとははいえませんが、

以上により、本件選挙の選挙公報の未達については、法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反」することが認められるため、選挙公報の未達が「選挙の結果に異動を及ぼす虞」があるか否かについて判断します。

(2) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」についての判断

申立人は、選挙公報の未達の範囲について、令和3年11月26日に市選管が発表した神戸市須磨区内の約19,000世帯に限ったことではなく、神戸市内全域に及んでおり、さらに大量の未達が発生していた可能性も否定できず、本件選挙の全棄権者数576,834人が次点者に投票する可能性を主張しますが、選挙公報が未達であったと確認できる約19,000世帯及び申立人が証拠として提出した15世帯以外に具体的に未達となった世帯数やそれを裏付ける証拠の提出はないため、申立人の主張は採用できません。

したがって、上記で確認した世帯における選挙公報の未達の影響を考慮したとしても、久元候補の得票数439,749票と申立人の得票数69,648票の得票差である370,101票を覆すとは考えられず、異動を及ぼす虞はないと判断します。

5 以上のとおり、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

なお、選挙公報は、候補者の政見等を選挙人に伝達するための極めて強力な媒体であり、選挙人の各世帯に配布されることからその影響が大きいものです。

市選管には、今後、選挙公報の配布が強行規定と解されている法の趣旨を十分に認識の上、適正に選挙を管理執行するよう強く求めます。

令和4年3月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

教示

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。



兵庫県選挙管理委員会告示第8号

令和3年10月31日執行神戸市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和3年10月31日執行の神戸市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。
令和4年3月7日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

裁 決 書
審査申立人
神戸市垂水区小東山本町2丁目10番7号
小 林 香 織

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が令和4年1月6日付けで提起した令和3年10月31日執行の神戸市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決します。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却します。
審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての経緯

- (1) 申立人は、本件選挙における候補者です。
- (2) 令和3年10月31日、本件選挙において、申立人は、69,648票を得ましたが、当選には至らず370,101票差で次点となりました。
- (3) 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和3年11月15日付けで神戸市選挙管理委員会（以下「市選管」といいます。）に対し異議を申し出ました。
- (4) 市選管は、同年12月15日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」といいます。）をしました。
- (5) 申立人は、これを不服として、令和4年1月6日に当委員会に対し、原決定を取り消し、当選人久元喜造（以下「久元候補」といいます。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てました。

2 審査の申立ての理由

- (1) 当選の無効の判断について、選挙犯罪の処刑の必要性を定める規定はなく、選挙管理委員会は、選挙の基本理念である選挙の自由・公正が損なわれる事態を生じせしめた当選者に独自に無効の判断を下すことができます。
- (2) 選挙公報の未達に関する調査を、内部監査のみで処理を行うとすることは、市選管を含む組織的な選挙妨害事案であることに疑いの余地がありません。

裁 決 の 理 由

当委員会は、市選管から審査の申立てに対する弁明書、申立人から市選管の弁明に対する反論書の提出を求め、慎重に審理を行いました。

1 市選管の弁明の趣旨

当選無効の原因となり得る事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されるところ、申立人は、当選人決定についての違法事由に当たらない公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」といいます。）第136条の2に規定する公務員等の地位利用による選挙運動の禁止の違反、法第129条に規定する選挙運動の期間の違反、及び法第221条に規定する買収及び利害誘導罪並びに神戸市役所の組織ぐるみの選挙公報の未達事案（以下「違反行為等」といいます。）を理由として、久元候補の当選無効を主張していることから、失当です。

2 申立人の反論の趣旨

刑事罰を受けることと、選挙の公正・公平を期待しがたい事態をひきおこすか否かは別問題であって、刑事罰の対象となっていないことが当選を有効とする理由にはなりません。

3 当選無効の判断基準

当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効投票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」（東京高等裁判所昭和28年2月17日判決）とされています。

4 このため、申立人が主張する申立理由が、当選の効力を争う原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断します。

当選人の違反行為等により、選挙の公正・公平が期待しがたい事態が引き起こされたという申立人の主張は、前記違法事由のいずれにも該当しないため、申立人の主張は採用できません。

なお、本件選挙における当選人の違反行為等が罰則に該当するか否かについては、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべき。」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされていることから、当委員会において判断すべきものではありません。

5 法第209条に基づく選挙の無効について

法第209条は、当選の効力に関する争訟においても、選挙の効力につき判断することを認めていますが、申立人の主張する久元候補の違反行為等の如くは、申立人が別途行っている本件選挙の効力に関する審査申立てにおける当委員会の裁決のとおり、選挙の無効事由に該当しません。

6 以上のとおり、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和4年3月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石 堂 則 本

教示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができます。